
生 徒 心 得

本校生徒は、校則に基づき、生徒の本分を自覚するとともに、常にその人格と資質の向上のため明朗にして健全な心身と秩序ある環境の樹立に努力しなければならない。

1 学習

学習に励むことが生徒の本分である。

- 1 学習は、自発的・継続的・計画的に行う。
- 2 授業は、始業に遅れることなく教室に入室し、定められた座席で静粛に受ける。
- 3 「実習心得」を守る。

2 礼儀

礼は、他人に対する尊敬の念の表現であるとともに、自己修養の道でもある。また、円満な社会生活を営み、品位のある人格を形成するために大切である。

- 1 礼儀の基本である挨拶を励行し、言葉や態度を品位あるものに高める。
- 2 職員に対する礼儀はもちろん、生徒間においても相互尊重の態度をとる。
- 3 外来者に対しては、親切、明朗、敬意をもって接する。
- 4 常に端正な姿勢を保ち、明朗で節度のある言動をとる。

3 服装

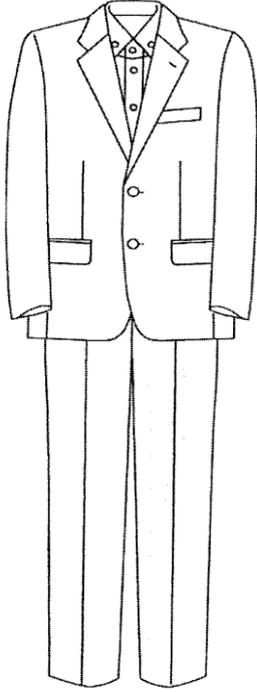
服装は、本校生徒としての品位を保ち、清潔、端正であるよう心がけ、華美、野卑にならないようにする。

- 1 通学時（休業日の登校、部活動等を含む）の服装は、制服とする。
- 2 制服「Ⅰ型」について
冬：学校指定のジャケットⅠ型、冬スラックスⅠ型、長袖シャツとし、長袖シャツの裾はスラックスⅠ型の中に入れる。
夏：夏スラックスⅠ型、半袖ポロシャツ、または長袖シャツとする。長袖シャツの裾はスラックスⅠ型の中に入れる。
- 3 制服「Ⅱ型」について
冬：学校指定のジャケットⅡ型、長袖ブラウス、ベスト、冬スカート（ひざ丈）、または冬スラックスⅡ型とする。長袖ブラウスの裾はスカート、スラックスⅡ型の中に入れる。
夏：夏スカート、夏スラックスⅡ型、半袖ポロシャツ、または長袖ブラウスとする。長袖ブラウスの場合はベストを必ず着用する。長袖ブラウスの裾はスカート、スラックスⅡ型の中に入れる。
- 4 更衣期間について
冬服や夏服の着用は時候や体調にあわせて判断する。ただし、式典等は別途指示によるものとする。
- 5 靴は、ローヒールの革靴又は運動靴とし、いずれも華美でないものとする。
- 6 校内では、指定のスリッパを使用する。
- 7 髪は、流行を追わず、常に清潔で、生徒らしい品位を失わないようにする。加工（パーマ、脱色、染色、付け毛、一部分を極端に短くするなど）などこれに類することは禁止する。
 - (1) 男子は、前は眉に、後ろは襟に、横は耳にかぶさらない程度とする。
 - (2) 女子は、眉、肩の線を越えない程度とし、これより長いときは結ぶ（ヘアゴム、ヘアピンは、黒、紺、茶色のものを用いる）。
- 8 靴下は、無地の白、黒又は紺色とする。ストッキングは、無地のベージュ又は黒色とする。公式行事には黒色の靴下を着用する。
- 9 体育及び実習時には指定の服を着用する。

制服「I型」

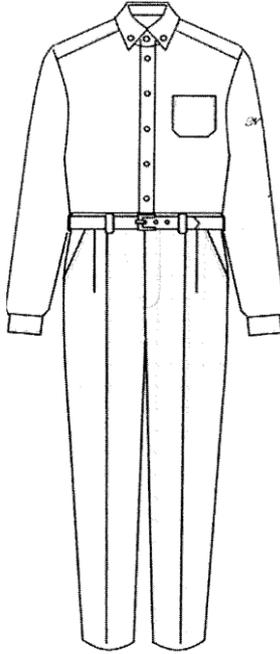
冬服

ジャケット・スラックス
長袖シャツ



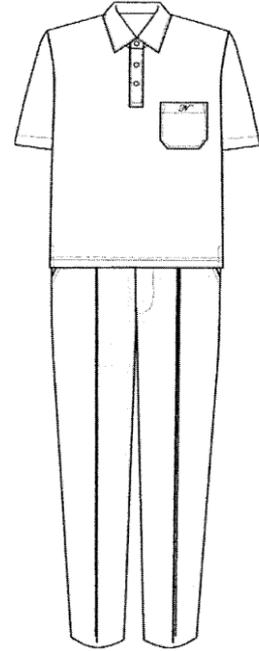
夏服

長袖シャツ
スラックス



夏服

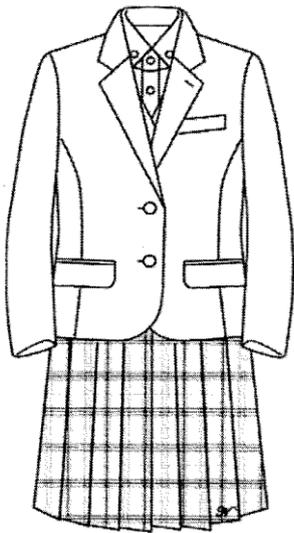
半袖ポロシャツ
スラックス



制服「II型」

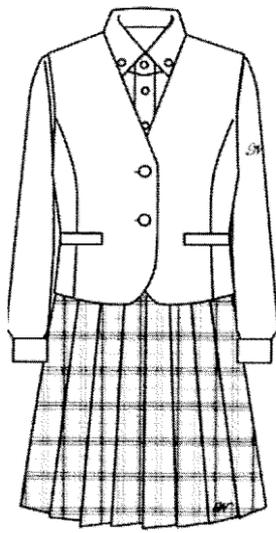
冬服

ジャケット・ベスト
長袖ブラウス
スカートまたはスラックス



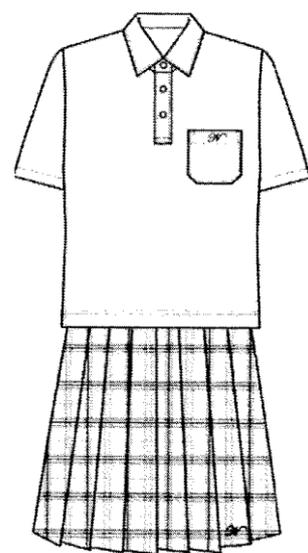
夏服

ベスト・長袖ブラウス
スカートまたはスラックス



夏服

半袖ポロシャツ
スカートまたはスラックス



- 10 マニキュア、ピアス、カラーコンタクトレンズ、化粧等は禁止する。また、眉を剃って細くしてはいけない。
- 11 健康上等の理由によって異装をする場合は、申し出て許可を受ける。

4 所持品

学校に持ち込む所持品は、学校生活に必要な最小限とし、大切に使用・保管しなければならない。

- 1 生徒手帳は、常に携帯する。
- 2 所持品には、氏名を明記しておく。
- 3 学習に不必要な物品は、持参しない。
- 4 所持品の保管には常に注意し、紛失、拾得の際は速やかに届け出る。
- 5 危険を伴うもの、身体に有害なもの、法で禁じられているものなどを所持してはならない。
- 6 携帯電話・スマートフォン等の情報端末、ゲーム機及びカメラ機能・通信機能を有する機器の校内持ち込みは、禁止する。ただし、携帯電話等の校内持ち込みは、登下校時の安全確保やその他やむを得ない事情により、保護者が必要であると判断した場合に限り、別に定める規程を遵守することを条件として校内への持ち込みを許可する。

5 生活

本校生徒であることの自覚と誇りをもつとともに、社会の一員としての責任と義務を果たすものとする。生徒としての本分に反する行為があってはならない。

- 1 遅刻・欠席はしない。
- 2 学校指導下の生徒の自治的活動に対しては、相手の立場を理解し、よく協力し、積極的に参加する。
- 3 学校の教育活動の場を利用した選挙運動や政治的活動を禁止する。また、放課後や休日等であっても、校内での選挙運動や政治的活動を制限または禁止する。
- 4 交友関係は、友情を育てるよう努め、互いの人格を尊重し、他人の誤解を招くことのないよう注意する。
- 5 理由のいかんを問わず、私的制裁、暴力、強迫行為、飲酒、喫煙、有害薬品等の使用はしない。
- 6 生徒相互で物品の売買や金銭等の貸借はしない。
- 7 学校の施設・備品を無断で使用してはならない。また、その取扱いは大切にし、むやみに移動しない。
- 8 実験・実習、部活動等は、担当教師の指導のもとで行う。
- 9 考査は、厳正な態度で受験し、不正行為は絶対にしない。
- 10 登校後は、無断外出をしない。外出が必要な場合は、許可を得る。
- 11 娯楽施設及び飲食店への出入りについては、次の場所を禁止とする。
 - (1) 麻雀クラブ、パチンコ店、酒類を提供する店や風俗営業等を行っている場所、その他生徒が立ち入るのにふさわしくないとと思われる場所
 - (2) 香川県青少年保護育成条例及びその他の法令で観覧・立ち入り等が禁止されている場所
 - (3) 深夜の映画、演劇等の観覧場所やボーリング場、カラオケ店、ゲームセンター、まんが喫茶、インターネットカフェ等
- 12 深夜外出はしない。午後11時以降は、保護者同伴とする。外泊は、原則として禁止する。

6 願及び届

次に該当する場合は、事前に所定の願及び届（様式は別に定める）を提出し、許可を受け又は受理されなければならない。

- 1 次の場合は、願を提出し、許可を受けなければならない。
 - (1) 校内行事の企画・実施
 - (2) 校外団体への加盟、校外行事への参加
 - (3) 合宿・会合・対抗試合等の計画・実施
 - (4) 校内での物品の販売

- (5) 署名活動
 - (6) 印刷物等の配布、掲示
 - (7) アルバイト従事
 - (8) 学校備品の校外への持出し
 - (9) 運転免許証の取得並びに自動車教習所への入校
 - (10) 携帯電話等の校内持ち込み
- 2 次の場合は、届を提出し、受理されなければならない。
- (1) 欠席は、事前にその理由を保護者を通して届け出る。
 - (2) 遅刻（登校後の授業時間中の遅刻を含む）したときは、「遅刻届・入室許可証」に必要事項を記入し、許可を得て入室する。入室後、授業担当教師に「遅刻届・入出許可証」を提出し、座席に着く。前時との間の休憩時間に入室する場合も同様とする。
 - (3) 欠課は、学級担任・授業担当教師に届け出る。
 - (4) 早退するときは、「早退届」に必要事項を記入し、許可を得てから帰宅する。後日、保護者が押印した「早退届」を学級担任に提出する。
 - (5) その他、次の場合は、すみやかに届け出る。
 - ① 忌引により休むとき。
 - ② 親権者・保証人・居住地の変更があったとき。
 - ③ 登山、海外旅行をするとき。

7 通学

登下校は、制服で、特に態度を厳正にし、交通法規を守り、事故のないよう交通安全を心がける。

- 1 自転車は、道路の左側を一列で通行し、2人乗りはしない。
- 2 雨降りの自転車運転は、必ずレインコートを着用し、傘さし運転はしない。
- 3 通学に使用する自転車は、車体検査のうեսテッカーを貼付したもののみ認める。
- 4 自転車はヘルメットを着用することが望ましい。
- 5 登下校の際に事故が発生したときは、安全確保をし、直ちに家庭と学校に連絡し善処する。
- 6 登校後放課後までは、農場等への移動に自転車を利用してはならない。
- 7 下校時刻は、17時とし、遅くまで居残らないこと。やむを得ず居残るときには、関係職員に届け出る。

8 保健及び清掃

常に心身の健康・衛生に留意し、身体及び衣服の清潔を保持するように努める。また、学校では整理整頓と美化を心がけ、快適な学習環境を維持するよう努力する。

- 1 実験・実習、部活動等において負傷その他の事故を生じた場合は、直ちに学級担任・担当教師に届け出る。
- 2 清掃は、放課後全員で行う。

9 運転免許証の取得と運転（原動機付自転車を含む）

高校生の無免許運転、法令違反等によるいたましい死傷事故が少なくない。これらのことから以下のことを守り、交通事故を未然に防がなければならない。

- 1 運転免許証取得を希望する生徒の保護者は、「運転免許証取得許可願」を学級担任に提出し、校長の許可を得なければならない。許可された場合は「運転免許証取得許可証」を受ける。
- 2 運転免許証の取得に際しては、公安委員会指定の自動車教習所で、正規の教育指導を受けることとし、学校の授業に支障をきたしてはならない。
- 3 自動車教習所入校許可の時期は、第3学年2学期末考査最終日以降とする。
- 4 運転免許証取得許可の時期は、原則として第3学年卒業式以降とする。

附 則

この心得を令和2年2月14日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

この心得を令和5年1月19日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

この心得を令和8年3月16日に改正し、令和8年4月1日から施行する。